磐城之實業

週刊

毎週日曜日發行

發行兼編輯人 印刷人 大和田與[illegible]
發行所 磐城之實業社
定價 一部金五錢郵税共 半年分一圓廿錢
廣告料 一行五十錢 但場所指定増十錢
印刷 大和田印刷所

裏面は益々復雑化す 奇怪なる盗掘事件 振つた新聞廣告まで飛出す

某々二三炭礦にからまる盗掘や鑛業法違犯さては例の**空トロ飛はし**事件延いては灌漑用水の河川問題と紛糾は極度に達しつゝある折柄善良なる坑夫の馘首騒ぎとまで悪化し大衆及社民の兩黨又大々的なる**飛躍**をなし愈々表面化して二三幹部が不適の悪計を廻らしたる其の陰険邪智は遺憾なく暴露さるゝに至つては頑固執拗なる彼等は**益々暗路に狂奔**して所謂採消し運動なるものを試みつゝあるもの〻如し而してそれとこれとは關係の有無は知らされども疑心は兎角に暗鬼を生し易く**盲者に火光を示す**と云ふ事もあつて左の在平二三新聞紙上への廣告は何を意味するものであらう其の全文を掲載すると

近來本礦が隣山礦區を侵掘なし賠償金の請求を請げし如き悪宣傳をなす鼠賊的卑劣漢のある事を耳に致し候も全然事實無根なるは勿論要するに右の如きは多年某主を偽瞞し私腹を肥し居り候悪漢が積悪の報にて解職と成りしを怨み私怨に堪へず犬猿的行動を敢てする某醜類一派の策動に有之候條寧ろ彼等の内心を御洞察下されて憫然の蛩と御一笑に附し下被度本紙を通じて謹告候也

昭和五年八月十一日

杉山礦長 薄葉富保

實、いや、はや何とも堂々たる、、、、、、廣告文で二號活字乃至三四號活字で掲げられて居る一行六十錢の定價を支拂ふとすれば天地兩側の空を加算すれば一回百圓前後で此の廣告の謹告せざるを得ない事情は鼠賊的卑劣漢の悪喧傳と云ふことで火の無い處に煙が立ち申した譯で頗る迷惑至極のことでご座る先づ世間では薄葉と云ふ礦長様に同情することでご座んしよう又富保殿は斯る廣告の謹告をお金を出してまでなさるお方でありんす故定めし人格のお立派な方なのでしようから此点も定めし其の聖者にまさる

腦裡の清淨なる事鏡の如きであるのでしようから飛んだサイナンを受けたもので湧が如き同情が集つて居ることでしよう先々お氣毒次第の事で世には無道の蛩が居るもので此の廣告を見て憤慨する者が幾萬人かあることでしよう世の中には自己辯護と云つて勝手の文句を付けるそれこそ卑劣漢もあることですから此の場合特に廣告の謹告を出した薄葉君には誤解しては相濟ますまい**狂人走つて非狂人も共に走ることもある**し響は物に傳ふるもので今後の成行きや注目に値することであらう。

投書の全文を其儘掲ぐ

某院長ハ玉川ノ藝者ヲアキテ、コンドハ仲家ノコセイヲヒジヨウニアイシテオリマス、一日三十圓カラノ玉代ヲハラツテコノアイダ東京ヘツレテ四五日モアソンデキマシタ、ソレノミデハアリマセン院内ノ看護婦ヲトシベツニ二三人モアイシテ新川ノヘンダノ活動寫眞ナドニ毎晩ツレテユキマス病室ナドデモ愛シテオル看護婦ガクレバイチヤヅイテミテハオラレマセン、近頃ハ四丁目ヘンノ〇〇ヲヒツカケテオルトノ噂モアリマス、タイヘンナ色ヅキデイロ〱ナ評判ガ立ツテオリマスカラヨクシラベテシンブンニダシテ下サイ。

國盆踊り唄

新暦では七月十三日から十五日まで三日間を精靈祭と即ちお盆と稱して家の先祖の靈を迎へて祭ることゝなつてゐるが一般農村では一月遅れの舊暦によつてゐるこの行事は今から一千三百余年前齋明天皇が盂蘭盆會を行はれたのが初まりで聖武天皇の天平五年頃から段々日本中に行はれるやうになつたのである都會においてはさうでもない農村に取つてはお盆は正月と共に一年にたつた二度のこの上もない樂しい時である殊に老幼男女打揃つて夜の更げるのも知らずをどる原始的な盆踊の賑やかさ？盆踊は我邦固有の民衆藝術としてせひ保存すべしとの説を唱へられてゐる程であるから今後共大いに奬勵すべきである、平田町の青年會では懸賞募集の歌集に努力した程で藝妓や唄自慢連は蓄音器に吹込んで昨今の暑さの夕を街頭に人氣をよんで居るし村落の青年達は今から連夜の練習に其の踊り唄ふの日を千秋の思ひで待つて居るのであるから此際各地に行はれてゐる面白い盆踊の唄を三四紹介するとしやう

八丈島盆踊唄

○薩摩々々と、ナーエ、唉いてはゆくが、咲いたさつまにや、ヤレつまが、ナアない。

○花の江島が、ナーエ、唐糸ならば、たぐり寄しよも身が、ナア、宿の、ヤレ、身が、ナア、宿へ。

○走る舟にか、ナーエ、わりや乘りたけが、あどの見ら、ヤレさま、ナアゆえに。

○みやこ習ひか、ナーエ、お國の作法か、姉が妹の、ヤレ、やゝにナア、たつ。

○せじろ(清十郎)二十一、お夏は七つ、あはぬけねきを合はしよとすれば、森の夜鳥なきあかす。

相州三崎盆踊唄

○三崎の子供衆は新縮緬のたすき向ふケ崎の餓鬼等は天鵞どのたすき、よく〱見れば茄子の皮茄子の皮。

○向ふケ崎は怖い、何故また怖い螺蠑の殻が化けて出る、化けて出る。

三春盆踊唄

○大輪にバラッとせ、聲ちや聞きとれ、姿ちや見とれ、歌の文句でさとらんせ、さとりあれども今この身では出るに出られぬ籠の鳥。

○盆が來たのに、アララト、踊らぬ奴はチョイ〱猫か鼠かお稲荷さまか、スソトコドッコイドッコイショ。

○切つて見やがれ、アララット、唯置くものか、チョイ〱、藁の人形に、五寸釘、スットコドッコイドッコイショ。

甲州巨摩盆踊唄

○盆にやお出です、他國にゐても死んだ佛も盆にやくる。

○竹の切口たまりし水は、澄ます濁らず出ず入らず。

○お月やちよろり出て山の腰照らす、娘繻子の帶や腰ヲ照らす。

○踊見物黒茶の羽織、暗に黒茶は目に立たぬ。

○縁で添ふとも柳澤いやだ女が木を伐る萱を刈る。

○製糸工女は日本の寶、金を引き出す指の先。

越後盆踊唄

○臼摺り姿、たどり姿に似たものだ。

○いやなら暇、御難つけるな人の子に。

○宵の間にかはる、男心と秋の空。

○姉より妹、さかり苺の、れうな。

○臼摺れ粉すれ、それが厭なら頭剃れ。

○千苅でも苅だ、一把苅りでも、苅は苅だ。

○海府の姉様も慾と談合なら峠こへる。

○殿の川狩に、鮎になりたい、山川の。

○東林房の櫻、世帯だふしの、遅さくら。

○東風が吹きや西風、人の恨みは矢でござんす。

苦味辛味

平水道擴張起債認可で伏見遠藤柴山の町當事者は白雨一過炎熱を洗ふて徐ろに微風を送くるの想ひの爽快事であつたらう然し三萬町民はたして此の感を同じうするや否や若し夫れ工事監督の委員問題に至つては全員委員説最も公平にして免角の物議を起さすが如き從來の感情や私情に左右されての人選とあらば吾人は斷然反對するものである鐵管やセメントの購入先に至つては非常なる注意を要すべきことは言を待たず

謹告

購讀料金頂戴に社員お伺ひ致させますから何卒御支拂への程お願ひします

磐城之實業社

記 本日は第三日曜日なるが故に例に依り紙面二頁であります

利權屋は敗北し湯本町は勝利す（其二）

行政裁判を仰ぐべく原告吉本眞一が仙台礦山監督局長と從參加人たる湯本町を相手取つたる利權屋の論旨は手前勝手の文句なから一寸素人を迷はすには充分なれとも天理には二なしを如何にせんで遂に正者の勝となりぬ

不充分なり

しに起因するものと云はざるべからず然るに被告は湯本町出願の動機及目的を以て『原告の如く湯本町地下を掘鑿せんが爲めの出願に非ずして湯本町の地下を絶對に採掘せらるることなからしめんが爲の出願なり』と强辯し且凡そ現實に採掘を爲さざるべき礦業を許可し得るや否の原告の質問に對し現實に礦業を爲すの意思なき出願は許可せずと答へたるに拘はらず被告は右湯本町の出願を本訴提起後に至るも留保して許否を決定せざりしは何の故なるか蓋し被告は右出願關係者を再三其の廳に招致し實情を調査し殊に湯本町區會議事錄證以下之を牽聯せる各書類を取寄せ湯本町自ら已に

採掘の目的

に出づることを知悉したるのみならず入山採炭會社が共同出願者なる點よりして愈々其の目的なること確認したればこそ該出願を許容せむとするの底意を以て之が許否の處分を留保したるものなりとは爭ふべからざる事實にして若し本件原告の出訴なかりせば湯本町の出願を許可したるべかりし實狀歷然として指摘し得べきに拘らず被告が斯る事態を公害なりとして擧示するが如きは實に怪牙に堪へざる所若夫れ被告が礦業を爲すの意思なき出願を肯定し之を以て湯本町の地下

安全を保護

するに在りと爲すが如きは縱令自己辯護に急なる餘りに出でたりとは云へ被告の爲に探らざる所とす第五經濟問題本件出願は公益に害ありとの理由に因りて拒否せられたるものなり然るに被告は本訴に於て其の主張の到底維持すべからざるを知り新に本願礦區を以て

經濟的條件

頗る不利にして收支相償はざるものと斷し原告出願は礦業の價値なきものなるが故に被告が許可せざるも何等違法に非ざる旨の抗辯を提出したり而して被告は公害理由と礦業價値なき理由とは判別個に觀念し得る場合と然らざる場合とあり本件は其の後者に屬す而して或は出願の許否を決するに方り此の二個の理由存する場合には結局礦業權を附與し得ざるものなるを以て不許可處分に何れか一方を表示して理由と爲こと何等

違法に非ず

又表示せられたる理由が必ずしも有力なるものたることを要することなしと論じ礦業法第三十二條の解釋に付判例を利用して收支相償はざるものと認むるの外なき地域は猶公益有害たるを免れず從て收支計算上容易に營利の目的を達し難きものは結局不許可を免れたる旨主張するも礦業法第三十二條が前段に於て公益關係を規定し其の後段に於て礦業價値の關係を規定したることは兩者全く別個の

觀念に基く

ものなることを明示したるものとす抑 明治六年太政官布告第二五九號日本坑法第三章第十後段には『農商務大臣礦物の存在を認めず又は試掘若は採製の事業公益を害すと認むるときは其の出願を許可せず』と規定しありたるを明治二十三年法律第八十七號礦業條例第十八條に於て『試掘若くは採掘の事業公益に害すと認むるときは試掘に付ては所轄礦山監督局長採掘に付ては農商務大臣其の出願を許可せず』と改正し更に現行礦業法第三十二條の規定を見るに至りたるを以て此の

立法の沿革

に徵し更に現行礦業法發布に際し農商務省礦山局長の同條に關する說明並和田維四郎氏の同條に關する論評及之に對する同法制定の責任者たる當時の礦山局長たる田中隆三氏の應答の趣旨に依るも同條に所謂礦業價値無しの意義は礦物の不存在の場合を意味するものなること一點の疑なしとは礦業の價値なしとは礦物の不存在若くは之と同視すべき狀態にある場合を意味するものなることを知るに充分なりとす斯くの如く『礦業公益を害するものと認めたるとき』と『礦業の價値なきものと認めたるとき』とは其の意義の異なること明白なり從て

公害を以て

不許可處分を爲したるに止まる本件に於ては礦業無價値の理由を本訴に於て附加して其の處分を維持すべからざることは言を俟たず假に處分後の理由たる礦業無價値を以て原告の出願を拒否し得べしとするも被告の如く礦業無價値の意義を曲解し礦業權者の收支計算上損益相償はざる場合も礦業無價値の觀念に包含すと爲す以上は此の點に於ても被告抗辯の理由なきこと明なりとす更に百步を讓りて假に被告の

礦業無價値

の觀念を認むべきものとするも元來礦業權者の經營上の損益は一般財界の狀況殊に物價の高低炭價の騰落等營者の手腕等幾多現實の綜合的條件に依り支配せらるるものにして單純なる机上に於ける數字の羅列に依りくよ之を計上し得べきに非ざること

世の實驗に

照し明白の事實なり然るに被告は漫然本件礦區を以て經濟的無價値なりと主張するも其の根據を明示する所なく空漠たる豫想に立脚して妄斷するに過ぎず其の採るべからざるや素より言を俟たず鑑定人は一地表の被害を可成的輕微ならしむる如き採掘方法に依り本件礦區を單獨に稼行するときは礦業權者は收支計算上容易に營利の目的を達し難きも隣坑と合同稼行するときは確實に營利の目的を達し得べし」と判定せり而して

鑑定人が其

の收支の基礎とせる炭價は今日現在の不況時代の底値を標準とせるものにして今日の不況時代に於ては代表的大會社たる磐城炭礦及入山採炭等も何れも收支相償はずして無配當を繼續せり若し鑑定人の爲せるか如く今日現在の炭價を基準として嚴密なる計算を爲さんか常磐炭田の諸礦區は皆經濟的無價値のものと云はざるべからず而も之を以て此等諸會社の經營する礦業が無價値なりと斷言し得るや蓋し如何なる事業と雖も時に

盛衰浮沈な

きに非ず其の事業が營利の目的を擧ぐると否とは一に其の時々の前叙經濟的諸條件で支配せらるる相對性を有し決して絶對的のものに非ざればなり然れども又事物の性質若は目的條件の如何に依りては絶對に營利の目的を達し得ざるものなきに非ず之を礦業に就きて云はば前記諸判例に指示せられたる事例に在りては經營せんとする目的礦物極めて貧弱寡量にて其時々に於ける

經濟的條件

の如何に拘らず絶對に營利の目的を達し得ざるが如き場合なることは想像に難からず故に假に被告主張の收支計算論に從ふべしとするも營利不能の爲め不許可と爲し得る場合は斯くの如く絶對的營利の目的到達不能の場合に限局せらるべきものたるに過ぎずして前記事例の如き相對的の場合を律すべきに非ざるは寧ろ當然なりと云はざるべからず而して今本件の鑑定書を觀るに收入の基礎と爲せる炭價が今日の不況底値を標準とせるも[illegible]なること彼の如くなるを以て本件礦區が

今日の稼行

に於て或は營利の目的を達し得ざること前記諸會社と運命を同ふすべしとするも異日炭價昂騰等好況時に際會せんか充分營利の目的を達し得らるべきを反言し居ることと明白なるに因り之を以て前示の營利不能の絶對的なるものと同視すべからざるは勿論なりとす況んや他會社と合同稼行を策せんか確實に營利の目的を達し得べきは今日の不況時代尙且其の

營利目的可

能なるに徵し一點疑なきに於てをや要するに本件礦區を經濟的無價値の陷ちうに入るべきものと爲す被告主張の不當なること洵に明白なりとす之を要するに公害問題及經濟問題共に本件礦區を不許可と爲すべき何等の理由なきを以て被告の處分は違法に原告の權利を傷害したるものとす因て湯本町地內石炭試掘に付大正十三年九月十九日附原告の出願に對し大正十五年七月十六日附を以て被告の爲したる不許可處分は之を取消す被告は原告の前記出願を許可すべし

訴訟費用は

被告の負擔とすとの判決を求むと云ふに在り然り而て被告答辯の要旨は本訴の經過は原告の主張の如し而して被告が本件原告の出願を拒否したるは原告出願地大部分が湯本町市街地に當り其の礦業は之を他の事例の實際に鑑みるも地表の龜裂陷沒を誘起し滲水湧水に對して惡影響を及ぼすものと認められ殊に該出願地及其の附近の地質構造上同町の生命たる溫泉に惡影響を及ぼすことなきを保し難く加之同町住民に甚しく

危惧不安の

念を抱かしめ該地方の安寧を害する虞ありて公益を害するものと認め礦業法第三十二條を適用したるに因るものにして被告の處分は何等の不當違法なし以下(一)建造物(二)飲料水(三)溫泉(四)公安(五)礦業の價値の各項に分ち原告主張の理由なきことを明かにせんとす第一、建造物問題凡そ一定地域下に於ける採炭に因り其の

地表に龜裂

陷沒を誘起すべきや否の如き其の地域固有の地質條件と極めて緊密なる關係を有する事項を考查するに當ては須く當該地域固有の地質條件と最も近似の地質條件を有する隣接地域に於ける實例に鑑みるを確實なりとし地質狀態を同うせざる遠き他地方の實例を引用するが如きは何等の價値あるものに非ずして現に原告引用の直方町折尾町其の他に於ける石炭礦區は被告の夙知する所なれども其の多くは未だ鑛業被害の實例に乏しく公害の問題喧しからざりし時代の許可に係り

（以下次號）